|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |
| 区　分 | ■治験　　■医薬品 |

**治験契約書（医薬品）**

国立大学法人　信州大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と　　*治験依頼者名*　（以下「乙」という。）、*開発業務受託機関名*　　 （以下「丙」という。）は、治験（以下「本治験」という。）の実施に際し、以下の各条とおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本治験の内容及び委託）

第1条　本治験の内容は次のとおりとし、甲は乙の委託により、これを実施する。

治験課題名：

治験の内容（対象・投与期間等）：

治験責任医師（治験実施診療科）：

氏名：　　　　　　（診療科名：　　　　　　 ）

契約症例数 ： 例　（観察期脱落症例は含まない）

契 約 期 間 ：平成 年（西暦　　年） 月 日～平成 年（西暦　　年） 月 日

提供物品（品名・規格・数量等）

（乙が丙に委託した業務の範囲）

第2条　丙は、乙の委託により本治験に係わる次の業務を実施する。

　(1)

 (2)

 (3)

 (4)

 (5)

2　乙は、丙が実施する本業務の履行について、甲に対して責任を負う。

3　乙丙間の委受託に関しては、本契約に定めるもののほか、別途締結の委受託契約による。

（本治験の実施）

第3条　甲、乙及び丙は、医薬品医療機器等法、同施行令、同施行規則、GCP省令及びGCP省令に関連する通知(以下これらを総称して「GCP省令等」という。) およびヘルシンキ宣言を遵守して、本治験を実施するものとする。

2　甲、乙及び丙は、本治験の実施に当たり、被験者の人権・福祉を最優先するものとし、被験者の安全又はプライバシ－に悪影響を及ぼすおそれのあるすべての行為は、これを行わないものとする。

3　甲は、第1条の治験実施計画書を遵守して慎重かつ適正に本治験を実施する。

4　甲の治験責任医師は、被験者が本治験に参加する前にGCP省令第51条第1項各号に掲げる事項を記載した説明文書及び同意文書を作成し、被験者に交付するとともに、当該説明文書に基づいて本治験の内容等を十分に被験者に説明し、本治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。また、同意取得後に、同意文書の写を被験者に交付するものとする。なお、被験者の同意取得が困難な場合、本治験への参加若しくは参加の継続について被験者の意思に影響を与える情報が得られた場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験を実施する場合又は被験者が同意文書等を読めない場合にあっては、GCP省令等に基づき同意を取得するものとする。

5　甲、治験責任医師、乙及び丙は、GCP省令に規定されている通知及び報告を、適切な時期に適切な方法で行わなければならない。

6　甲は、天災その他やむを得ない事由により本治験の継続が困難な場合には、乙又は丙と協議を行い、本治験を中止し又は治験期間の延長をすることができる。

（副作用情報等）

第4条　乙は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報を収集し、及び検討するとともに、甲に対し、これを提供する。

2　乙は、被験薬について医薬品医療機器等法第80条の2第6項に規定する事項を知ったときは、その発現症例一覧等を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して1年ごとに、その期間の満了後3月以内に治験責任医師及び甲に通知する。

3　乙は、前項に規定する事項のうち当該被験薬の治験薬概要書から予測できないものを知ったときは、直ちにその旨を治験責任医師及び甲に通知する。

4　乙は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、治験実施計画書及び治験薬概要書を改訂しなければならない。この場合において、治験実施計画書の改訂について治験責任医師の同意を得なければならない。

5　治験責任医師は、被験薬及び本治験において被験薬と比較するために用いられる医薬品又は薬物その他の物質（以下「対照薬」といい、被験薬及び対照薬を総称して「治験薬」という。）について、GCP省令第48条第2項に規定する治験薬の副作用によるものと疑われる死亡その他の重篤な有害事象の発生を認めたときは、直ちに甲、乙及び丙に通知する。

（治験の継続審査等）

第5条　甲は、次の場合、治験を継続して行うことの適否について、治験審査委員会の意見を聴くものとする。

(1)　治験の期間が1年を超える場合

(2)　GCP省令第20条第2項及び第3項、同第48条第2項又は同第54条第3項の規定に基づき通知又は報告を受けた場合

(3)　その他、甲が治験審査委員会の意見を求める必要があると認めた場合

2　甲は、前項の治験審査委員会の意見及び当該意見に基づく甲の指示又は決定を、治験責任医師及び丙を通じて乙に文書で通知する。

（治験の中止等）

第6条　乙は、次の場合、その理由を添えて、速やかに丙を通じて甲に文書で通知する。

(1)　本治験を中断し、又は中止する場合

(2)　本治験により収集された治験成績に関する資料を被験薬に係る医薬品製造販売承認申請書に添付しないことを決定した場合

2　甲は、治験責任医師から次の報告を受けた場合は、速やかにこれを治験審査委員会及び丙を通じて乙に文書で通知する。

(1)　本治験を中断し、又は中止する旨及びその理由

(2)　本治験を終了する旨及び治験結果の概要

（治験薬の管理等）

第7条　乙は、治験薬を、GCP省令第16条及び第17条の規定に従って製造し、契約締結後速やかに、その取扱方法を説明した文書とともに、これを丙を通じて甲に交付する。

2　甲は、前項により乙から受領した治験薬を本治験にのみ使用する。

3　甲は、治験薬管理者を選任するものとし、治験薬管理者に、治験薬の取扱い及び保管・管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した乙作成の手順書に従った措置を適切に実施させる。

（モニタリング等への協力及び被験者の秘密の保全）

第8条　甲は、乙又は丙が行うモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び規制当局の調査に協力し、その求めに応じ、原資料等の本治験に関連するすべての記録を直接閲覧に供するものとする。

2　乙及び丙は、正当な理由なく、モニタリング又は監査等本治験に関し職務上知り得た被験者の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、乙及び丙は、その役員若しくは従業員又はこれらの地位にあった者に対し、その義務を課すものとする。

（症例報告書の提出）

第9条　甲及び治験責任医師は、本治験を実施した結果につき、治験実施計画書に従って、速やかに正確かつ完全な症例報告書を作成し、丙を通じて乙に提出する。

2　前項の症例報告書の作成・提出、又は作成・提出された症例報告書の変更・修正に当たっては、甲及び治験責任医師は、乙作成の手順書に従い、これを行うものとする。

（機密保持及び治験結果の公表等）

第10条　甲は、本治験に関して乙から開示された資料その他の情報及び本治験の結果得られた情報については、乙の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

2　甲は、本治験により得られた情報を専門の学会等外部に公表する場合には、事前に文書により乙の承諾を得るものとする。

3　乙は、本治験により得られた情報を被験薬に係わる医薬品製造販売承認申請等の目的で自由に使用することができる。また、乙は、当該情報を製品情報概要として使用することができるものとする。

（記録等の保存）

第11条　甲、乙及び丙は、GCP省令等で保存すべきと定められている、本治験に関する各種の記録及び生データ類（以下「記録等」という。) については、GCP省令等の定めに従い、各々保存の責任者を定め、これを適切な条件の下に保存する。

2　甲が保存しなければならない記録等の保存期間は、少なくとも被験薬に係る医薬品製造販売承認日（GCP省令第24条第3項の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日後3年を経過した日）又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間とする。ただし、乙がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について甲乙協議し決定するものとする。

3　乙が保存しなければならない記録等の保存期間は、GCP省令等及び医薬品医療機器等法施行規則第101条で規定する期間とする。

4　乙は、被験薬に係る医薬品製造販売承認が得られた場合、開発を中止した場合又は記録等の保存を要しなくなった場合には、これを遅滞なく甲に通知するものとする。

（本治験に係る費用及びその支払方法）

第12条　本治験の委託に関して甲が乙に請求する費用は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)　本治験に要する経費のうち、診療に要する経費以外のものであって本治験の適正な実施に必要な経費(消費税を含む。以下「研究費」という。)。

　①研究費のうち、契約単位で算定する経費は「治験経費算定書（初回契約分）」のとおりとする。

　②研究費のうち、年度更新時に算定する経費は「治験経費算定書（年度更新分）」のとおりとする。

　③研究費のうち、症例単位で算定する経費は「治験経費算定書（症例分）」のとおりとする。

④研究費のうち、観察期脱落症例に係る経費は「治験経費算定書（観察期脱落症例分）」のとおりとする。

　(2) 本治験に係る診療に要する経費のうち、保険外併用療養費の支給対象外の経費 (消費税を含む。以下「支給対象外経費」という。)。

甲が診療月の翌月毎に乙に請求する額

2　研究費及び支給対象外経費に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき得た額とする。

3　乙は、第1項に定める研究費及び支給対象外経費を甲の発行する請求書に基づき、請求書の指定する期限までに甲の指定する口座へ支払う。研究費の詳細な請求方法については、甲の定める「国立大学法人信州大学医学部附属病院治験等経費算定基準」に従うものとする。

4　甲は、支給対象外経費に係る請求書に被験者の診療に際して実施した検査、画像診断、投薬及び注射の内容を添付するものとする。

5　乙は、支給対象外経費の請求内容について、説明を求めることができる。

6　乙が、第1項に定める研究費を請求書に指定する期限までに支払わなかったときは、履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

7　甲は、乙が納付した研究費及び支給対象外経費を返還しないものとする。

（被験者の健康被害の補償等）

第13条　本治験に起因して、被験者に何らかの健康被害が発生した場合は、甲は速やかに治療その他必要な措置を講ずるとともに、その概要を丙を通じて乙に報告し、治療に要した診療費のうち、被験者の自己負担となる費用は乙が負担する。

2　甲、乙及び丙は、前項の健康被害の発生状況等を調査し、協力して原因の究明を図る。

3　本治験に起因して、被験者に健康被害が発生し、被験者又は被験者以外の者との間に紛争が生じ又は生じるおそれが生じたときは、直ちに甲乙は協議し、協力してその解決に当たるものとする。

4　本治験に起因する健康被害であって、賠償責任が生じた場合には、健康被害の発生時期に拘わらず、甲の責に帰すべき場合を除き、甲が支払った賠償金及び解決に要した費用は、全額乙がこれを負担する。

5　本治験に起因して被験者に健康被害が発生し、補償責任が発生した場合には、その補償責任は乙が負担する。

6　被験者の健康被害に対する賠償責任・補償責任の履行措置として、乙及び丙は、あらかじめ、治験に係わる被験者に生じた健康被害の補償のために保険その他の必要な措置を講じておくものとする。

7　その他本治験の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。

（契約の解除）

第14条　乙は、甲がGCP省令等、治験実施計画書又は本契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合には、甲に通知することにより本契約を解除することができる。ただし、被験者の緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書から逸脱した場合はこの限りではない｡

2　甲は、GCP省令第31条第1項又は第2項の規定により意見を聴いた治験審査委員会が、本治験を継続して行うことが適当でない旨の意見を通知してきた場合は、乙に通知することにより本契約を解除することができる。

3　契約期間の満了以前に、治験責任医師より終了報告書が提出され、甲乙ともにこれを認めた場合は、本契約を解除することができる。

4　前三項に基づき本契約が解除された場合、甲は、第7条第1項により乙から受領した治験薬を、同条第3項の手順書に従い、直ちに乙に返還するとともに、第9条に従い、当該解除時点までに実施された本治験に関する症例報告書を速やかに作成し、丙を通じて乙に提出する。

5　第1項から第3項のいずれかに基づき本契約が解除された場合であっても、第4条第5項、第8条、第10条、第11条第1項、第2項及び第４項、第13条、第15条並びに第16条の規定はなお有効に存続する。

6　第1項又は第2項に基づき本契約が解除された場合、乙は、速やかに、規制当局にその旨を報告するものとする。

7　第1項から第3項のいずれかに基づき本契約が解除された場合において、当該解除時点までに甲が実施した治験に係る費用については、甲乙協議のうえ調整するものとする。

（研究費等により取得した設備等の帰属）

第15条　研究費等により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（知的財産権の帰属）

第16条　本治験の結果生じた知的財産権の帰属は、当該知的財産権に対するそれぞれの貢献度に応じ甲乙協議の上決定する。なお、甲は、当該知的財産権を自己が行う臨床試験及び教育、研究目的のために、無償で実施できるものとする。

（訴訟等）

第17条　本契約に関する訴えの管轄は、民事訴訟法第11条に基づき、国立大学法人信州大学所在地を管轄区域とする長野地方裁判所とする。

（指示決定通知等）

第18条　本契約第3条およびこれに関する条項に則り、本治験を実施する際の指示決定通知等は治験実施医療機関の長が発するものとする。

（本契約の変更）

第19条　本契約の内容について変更の必要が生じた場合、甲乙丙協議の上文書により本契約を変更するものとする。

（そ の 他）

第20条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙丙誠意をもって協議、決定する。

2　 甲及び治験責任医師は、本契約の履行を妨げる利益相反がなく、本契約の履行が第三者との契約を侵害しないことを大学に設置されている利益相反マネジメント委員会にて確認する。なお、当該委員会の承認が得られない場合には、これを乙に通知するものとする。

本契約締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、甲乙丙１通を保有する。

平成 年（西暦　　年） 月 日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 長野県松本市旭３－１－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲 国立大学法人　信州大学

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分任契約担当役

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医学部附属病院長　　　本 郷　一 博

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丙